

## 令和2年度 消費者基本計画関連施策の実施状況

消費者施策の展開(基本方針)	施策(事業)の概要	令和2年度実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名			
<b>基本方針Ⅰ 安全・安心な消費生活の確保</b>			
<b>■重点施策1 消費者取引の適正化</b>			
<b>(1) 取引等の適正化</b>			
特定商取引法等の適正運用	特定商取引法の適正な運用により、取引の適正化、消費者の利益の擁護を図る。	法に違反している事業者がないか調査し消費者から聴取を行った。広域案件については、他機関と合同で調査を行った。 ・違反行為のあった業者に対する文書指導：1件	県民活動生活課 消費生活センター
消費生活協同組合の指導検査	消費生活協同組合法の規定に基づく指導検査の実施により、組合の業務の健全かつ適切な運営を確保するとともに、組合員等の保護を図る。	各生協および生協連への指導・検査を実施し、業務が健全かつ適切に運営できるよう、指摘や助言を行った。特に財務面においては、公認会計士の協力により適切な運営指導を図った。 ・検査対象組合：3生活協同組合	県民活動生活課
貸金業者の指導監督	貸金業者の業務の適正な運営の確保と資金需要者等の利益の保護を図る。 ・貸金業者(県知事登録業者)の指導・監督 ※「貸金業に係る相談窓口の設置」と併せて実施	貸金業者に対して、貸金業法をはじめとする関係法令等の遵守を徹底し、業務の適正な運営を確保するよう指導・助言することによって、資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営を図った。 ・業者の登録に関する業務(登録および更新要件審査、変更、廃業等) 登録業者数：5業者(R2.4.1現在)→5業者(R3.3.31現在) ・貸金業者に対する業務指導、報告徴収 ・貸金業者に対する立入検査、現地確認等 ※みなし貸金業者を含む 立入検査 5業者 その他訪問調査・指導 16業者(みなし貸金業者) 貸金業者に対しては、法律の遵守状況等を確認するため、法令に則り毎年1回立入検査の実施による指導を行っているほか、随時の啓発業務を通じて業務運営の適正化に向けた指導を行っており、この結果、資金需要者等からの苦情は平成24年度以降は皆無である。 今後も、資金需要者等の利益の保護を図るため、引き続き貸金業者において適正な業務運営がなされるよう努める。	中小企業支援課
建設業者の指導監督	建設業を営む者の資質の向上等を図ることにより、建設工事の適正な施工を確保するとともに、住宅瑕疵担保履行法に基づき、建設業者にかかる特定住宅瑕疵担保責任を金銭的に担保し、発注者を保護する。 ・建設業者の指導・監督 ・建設業許可業者の情報公開	・建設工事の適正な施工を確保し発注者を保護するとともに、建設業の健全な発展を促進するため、建設業者に対し、行政指導・行政処分を行った。(営業停止処分：2件) ・建設工事の発注者等に建設業者の経営内容等に関する情報を提供し、適切な建設業者の選定の利便等に供するため、許可申請書類を閲覧に供した。 ・建設業取引の適正化・関係法令順守の徹底を図るため、訪問指導を行った。	監理課

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	令和2年度実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
	宅地建物取引業者の指導・監督	宅地建物取引業務の適正化を図るため、業者に対する指導監督を行うことにより、公正な取引の確保と消費者の保護を図る。 ・宅地建物取引業者事務所調査の実施	宅地建物取引業の取引の公正を確保し、消費者保護を図るため、免許業者の事務所調査を実施した。 ・令和2年11月～12月 39事務所 また、免許申請(新規、更新)時において事務所が適法に設置されているかの現地確認調査を委託実施した。 ・令和2年度 171事務所	住宅課
	健康福祉サービス評価システムの推進	健康福祉サービスの質の向上と利用者のサービス選択に資するため、自己評価を促進するとともに、評価調査者養成研修や評価機関の認証などを行い、第三者評価の実施に取り組む。 ・第三者評価機関認証委員会の開催 ・健康福祉サービス評価システム推進委員会の開催 ・第三者評価機関の育成・支援 ・自己評価、第三者評価の事業者に対する広報啓発	◇健康福祉サービス評価システムの推進 「健康福祉サービス評価」は、事業者が自らのサービスについて評価する「自己評価」、事業者でも利用者でもない第三者の評価機関が評価する「第三者評価」等があり、事業者自らの取組により、健康福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者によるサービス選択に資することを目的としている。 健康福祉サービスの質の向上を図ることや、利用者によるサービス選択に資することを目的に、事業者が自らのサービスについて評価する「自己評価」を促進するとともに、事業者でも利用者でもない第三者の評価機関が評価する「第三者評価」の受審を促進した。 ・第三者評価の受審状況 ・保育所 8件 ・特別養護老人ホーム 1件	健康福祉政策課
<b>(2) 広告・表示等の適正化</b>				
	景品表示法の適正運用	景品表示法の適正な運用により、取引の適正化、消費者の利益の擁護を図る。	関係機関からの通知や申告による情報に迅速に対応し、改善が必要な場合は事業者に指導を行った。また、事業者からの表示等に関する相談に対応し、表示の適正化に努めた。 ・不当表示に対する口頭指導：2件	県民活動生活課 消費生活センター
	事業者に向けた消費者教育推進事業 (景品表示法等の講座開催)	事業者へ消費者関連法の知識を深めていただくとともに、事業者における消費者教育の取組を促すために、法の適正執行に関する学習会や、消費者教育の必要性、取組事例等を知ってもらう機会を設ける。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、講座は未開催。(実績なし)	県民活動生活課 消費生活センター

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	令和2年度実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
	食品表示法に基づく品質表示の適正化の推進	食品表示法に基づく食品表示の適正化を図り、一般消費者の選択に資することを目的とする。 ・不適正な食品表示に係る事業者への調査、指導 ・不適正な食品表示に関する情報の受付	食品表示法および関係の法令等に基づく適正な食品表示が行われるよう、事業者に対する調査・指導を行った。 ・調査・指導件数：6件	食のブランド推進課
	米穀の適正流通の推進	食糧法および米トレーサビリティ法に基づく米穀の適正流通の推進を図る。 ・米穀の出荷販売事業者への調査・指導	(農業経営課、食のブランド推進課) 食糧法に基づき、用途限定米穀をその定められた用途以外の用途に供されないよう、近畿農政局と巡回調査を実施するとともに、米トレーサビリティ法の関係者への周知に努め、米の産地情報の適正な伝達や記録の保持等が行われるよう指導を行った。 ・調査事業者数 13事業者(いずれも問題なし)	農業経営課 食のブランド推進課
	家庭用品品質表示法に基づく表示指導	家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の利益を保護することを目的とする。 ・立入検査の実施 ・販売業者等に対する表示事項遵守の指示 ・消費者の利益が害されている旨の申し出受理	○家庭用品品質表示法第19条第2項に基づく立入検査の実施状況 検査実施市町数 12市町、検査実施店舗数 34店舗、不適正表示件数 0件 同法に基づく立入検査は、市の区域内にある店舗等については法に基づき市が行い、町の区域にある店舗等については県が町に権限を委譲しているところであり、各市町がそれぞれの権限に基づいて立入検査を実施した。	中小企業支援課
	計量法に基づく検査等	正確な計量の確保に努めるとともに、適正計量の周知徹底を図る。 ・取引証明に使用する計量器の定期検査(9市町で実施) ・商品量目の立入検査 ・計量関係事業者、計量器使用者に対する立入検査	(1)計量器定期検査 取引や証明に使用されている「はかり」について、検査を実施した。 ・検査台数：839台(大型・小型はかりの検査台数) (2)立入検査 ①商品量目の立入検査 内容量表記商品を販売している事業者に対し、量目検査を実施した。 ・立入検査事業者数：1事業者 ②計量関係事業者に対する立入検査 計量器製造事業者等に対し、法令遵守の状況等について立入検査を実施した。 ・立入検査事業者数：28事業者 ③計量器使用者に対する立入検査 ガソリンスタンド等に対し、計量器の検定有効期限等の管理状況について立入検査を実施した。 ・立入検査事業者数：72事業者	計量検定所

消費者施策の展開(基本方針)	施策(事業)の概要	令和2年度実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名			
<p><b>重点施策2 商品・サービスの安全性の確保</b></p>			
<p><b>(1) 商品・サービスの安全性の確保</b></p>			
<p>危険物規制事務</p>	<p>危険物の貯蔵・取扱いおよび消防設備機器の安全を図る。          ・危険物取扱者保安講習会委託          ・消防設備士講習会委託          ・危険物取扱者免状交付等事務委託          ・消防設備士免状交付等事務委託          ・危険物事故防止連絡会</p>	<p>◇危険物規制事務          (1) 危険物取扱者保安講習会委託          委託先：(一社) 滋賀県防火保安協会連合会          申請者 2,055人 受講者 2,030人          (2) 消防設備士講習会委託          委託先：(一社) 滋賀県防火保安協会連合会          ① 消火設備 申請者 40人 受講者 40人          ② 警報設備 申請者144人 受講者143人          ③ 避難設備・消火器 申請者 39人 受講者 39人          (3) 危険物取扱者免状・消防設備士免状交付等事務委託          委託先：(一財) 消防試験研究センター          ① 危険物取扱者免状          新規交付 1,551件          再交付 143件          書換 16件          写真書換 1,727件          ② 消防設備士免状          新規交付 211件          再交付 6件          書換 1件          写真書換 126件          【成果】危険物取扱者および消防設備士の資質の向上が図られ、危険物事故の防止ならびに消防設備工事の適切な施行に寄与した。</p>	<p>防災危機管理局</p>

消費者施策の展開(基本方針)	施策(事業)の概要	令和2年度実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名			
高圧ガス指導取締	<p>高圧ガス(LPガス等)の保安に関する啓発ならびに取引の適正化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所・販売店に対する立入検査等の実施</li> <li>・保安講習会の開催、消費先の保安基準維持調査および自主保安の啓発</li> </ul>	<p>◇高圧ガス指導取締</p> <p>(1)立入検査等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①高圧ガス関係 保安検査 35件 移動車両立入検査 2件</li> <li>②LPガス関係 販売店立入検査 18件</li> </ul> <p>(2)保安講習会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①高圧ガス関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年10月29日(木) 13:00~17:00 滋賀県立男女共同参画センター 出席者数 247人</li> <li>・令和2年12月18日(金) 13:00~17:00 滋賀県立男女共同参画センター 出席者数 127人</li> </ul> </li> <li>②LPガス関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年11月10日(火) 10:00~12:45、13:45~16:30 滋賀県立男女共同参画センター 出席者数 111人</li> <li>・令和2年11月13日(金) 10:00~12:45、13:45~16:30 滋賀県立文化産業交流会館 出席者数 83人</li> <li>・令和2年11月19日(木) 10:00~12:45、13:45~16:30 びわ湖大津館 出席者数 78人</li> </ul> </li> </ul> <p>【成果】 高圧ガス取扱い事業者の保安レベルの向上が図られ、事業所および一般家庭LPガス消費者の事故の未然防止が図られた。</p>	防災危機管理局

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	令和2年度実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
	火薬類等指導取締	火薬類の貯蔵・消費・その他の取扱いについて指導し、事故の防止を図る。 ・販売店および消費者に対する立入検査等の実施 ・保安・啓発業務委託	◇火薬類等指導取締  (1)立入検査等の実施 令和2年度実施 保安検査13件 立入検査13件 (2)保安講習会の実施 ①火薬類取扱従事者保安教育講習会 令和2年12月15日(火) 滋賀県危機管理センター 出席者数 13人 ②煙火消費保安教育講習会 令和3年2月21日(日) 滋賀県立男女共同参画センター 出席者数 174人 【成果】 火薬類取扱事業者の保安レベルの向上が図られ、事故の未然防止に寄与した。	防災危機管理局
	電気工事等指導取締	粗悪な電気用品(工事)等による危害を防止する。 ・販売店および工事施工業者に対する立入検査等の実施 ・電気工事施工業者に対する保安講習会の開催	◇電気工事等指導取締 (1)立入検査等の実施 令和2年度実施 0事業者 (2)保安講習会の実施 ・令和2年10月13日(火) 13:30~16:00 草津クリアホール 出席者数 電気工事業者 57人 ・令和2年10月22日(木) 13:30~16:00 ひこね市文化プラザ 出席者数 電気工事業者 107人 【成果】 電気工事業者の保安レベルの向上が図られ、不良工事等の軽減に寄与した。	防災危機管理局
	消費生活用製品の安全の確保	特定製品や特定保守製品の販売事業者に対して立入検査を行うなど、消費生活用製品の安全を確保する。	法に基づく立入検査は、市の区域内にある店舗については法に基づき市が行い、町の区域内にある店舗については県が町に権限を委譲している。 消費生活用製品安全法に基づく立入検査 <特定製品(乳児用ベッド、圧力なべ等)> 立入販売事業者数:24事業者 (うち違反事業者数:0件) <特定保守製品(ガス瞬間湯沸器、石油給湯器等)> 立入販売事業者数:3事業者 (うち違反事業者数:0件)	県民活動生活課
	びわ湖材産地証明事業	県内産木材が適正に消費者に提供されるよう安心と信頼の分別・表示管理システムの構築を図る。 ・県産木材取扱業者の審査・認定・登録 ・登録業者への指導・検査 ・産地証明、流通量の把握、情報の提供、普及啓発	・県産木材取扱業者の審査・認定・登録 : 新規認定2件、更新128件 ・登録業者への指導・検査 : 49件 ・産地証明の普及啓発 : 流通状況取りまとめ4回 ・産地証明、流通量の把握、情報の提供 : 研修会1回 参加者 27人 制度改定説明会2回 参加者 57人	森林政策課

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	令和2年度実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
	家庭用品安全対策の推進	有害物質の含有する家庭用品について監視および検査を行い、健康被害の防止に努める。 ・試買テストの実施 ・被害の苦情等受付・調査および検査	家庭用品試買テストを実施した。 ・検体数：15品目	生活衛生課
	生活衛生施設等の監視指導	生活衛生営業施設等が衛生的に整備管理されるよう監視指導を行う。 ・生活衛生営業施設に対する許可・確認・検査および立入検査・指導	<生活衛生営業施設の衛生状況に関する監視指導の実施> 対象施設：循環る過方式の浴槽を有し、旅館業または公衆浴場許可を取得している入浴施設 立入施設数：57施設	生活衛生課
	医薬品等の安全の確保(薬事監視指導)	有効かつ安全な医薬品等の供給を図る。 ・薬事関係事業者に対する監視指導 ・医薬品等についての品質検査 ・医薬品等の苦情・相談処理	消費者に、有効かつ安全な医薬品等の供給を図るため、薬局、医薬品販売業、医薬品等製造販売業および製造所に対して監視指導を実施した。 また、消費者からの医薬品等に関する苦情・相談について適切な措置を講じた。 (1)薬事関係事業者への監視指導 対象施設数：6,026施設 監視指導施設数：904施設 違反発見数：82件 (2)医薬品等の品質検査 ①指定医薬品等の収去検査(違反なし) 医薬品：11検体 ②健康食品等の試買調査(違反なし) 強壮用、瘦身用：7検体 ③無承認無許可医薬品の取締(違反なし) 監視指導件数：160件 (3)医薬品等の苦情・相談 12件	薬務課
	毒物劇物の安全対策	毒物劇物による保健衛生上の危害防止を図る。 ・毒物劇物営業者等の監視指導	毒物劇物による保健衛生上の危害防止を図るため、毒物劇物営業者等に対する監視指導および毒物劇物営業者の登録・届出事務を行った。 ・毒物劇物営業者等の監視指導 対象施設数：697施設 監視指導施設数：102施設 違反発見施設数：17施設	薬務課

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	令和2年度実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
	医療サービスの安全の確保	医療安全や医療機関に関する相談に対応し、患者・家族と医療関係者・医療機関との信頼関係の構築を支援します。	県医療安全相談室において、令和2年度は年間685件の相談に対応し、患者・家族等と医療提供施設との信頼関係の構築を支援した。	医療政策課
	建築物等の安全対策	建築物の敷地・構造・設備および用途に関する確認を行うとともに、木造住宅等の建築物の耐震化を推進することにより、県民の生命、健康および財産の確保を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等の確認等</li> <li>・個人木造住宅の耐震診断および耐震改修工事に補助等</li> <li>・大規模建築物および避難路沿道建築物の耐震診断に対する補助等</li> <li>・ブロック塀等の耐震対策に対する補助等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇建築物等の確認等 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間検査、完了検査シールの交付制度の実施</li> <li>・中間検査、完了検査未実施物件への督促</li> </ul> </li> <li>(2) 指定確認検査機関・建築士事務所等の適正な業務実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築士事務所への立入検査： 42件(R2上半期 20件、R2下半期 22件)</li> <li>・指定確認検査機関への立入検査： 県指定機関への立入実施(R3. 3)</li> </ul> </li> <li>(3) 違反建築物等への対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・違反建築物等の一斉パトロールの実施</li> <li>・未検査物件に対するパトロールの実施</li> </ul> </li> <li>(3)について、県内 226箇所実施(R2. 10)</li> <li>(4) 建築物および建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物防災点検の実施（上期、下期の防災週間による実施）</li> <li>・特殊建築物定期報告未提出施設への督促、防災点検の実施</li> <li>・建築物の耐震促進に関する広報活動等による既存建築物安全性の向上適切な確認</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>◇個人木造住宅の耐震診断および耐震改修工事に対する補助等            診断 150件 / 改修 10件</li> <li>◇大規模建築物耐震化に対する補助等 0件</li> <li>◇避難路沿道建築物の耐震診断に対する補助等 1件</li> <li>◇ブロック塀等の耐震対策に対する補助等 121件</li> </ul>	建築課



消費者施策の展開(基本方針)	施策(事業)の概要	令和2年度実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名			
	<b>(2) 食の安全・安心の確保</b>		
<p>食の安全確保推進事業 (食品表示法等に基づく表示指導を含む)</p>	<p>食の安全・安心を確保するため、食品衛生知識の向上を図るとともに、施設の許可、効果的な監視指導を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食の安全・安心推進条例の推進</li> <li>・食の安全情報の提供</li> <li>・シンポジウム、意見交換会等の開催</li> <li>・食の安全・安心審議会の運営</li> <li>・食品関係営業許可検査の実施</li> <li>・食品営業施設等の監視指導</li> <li>・夏期・年末食品一斉取締り</li> <li>・食中毒予防一斉監視指導</li> <li>・食品表示一斉監視</li> </ul>	<p>&lt;滋賀県食の安全・安心審議会の開催&gt; 開催日時：令和2年8月26日 場所：大津合同庁舎7-A会議室</p> <p>&lt;食の安全・安心に関する情報の提供&gt; (1)ホームページ「食の安全情報」による情報提供 ホームページへのアクセス件数：36,601件 (2)食品による健康被害情報の迅速な提供 近畿府県市内の食中毒情報を、随時ホームページやしらしがメールにより提供</p> <p>&lt;意見交換会の開催&gt; 地域における意見交換会の開催(開催主体：高島保健所) 開催回数：2回 参加者数：79人 テーマ：食品のリスクについて</p> <p>&lt;食品衛生に関する講習会等の開催&gt; (1)消費者を対象とした講習会 開催回数：22回 参加者数：418人 (2)事業者を対象とした研修会 開催回数：94回 参加者数：2,075人</p> <p>&lt;営業許可検査の実施&gt; 新規許可：1,629施設、継続許可：1,957施設</p> <p>&lt;監視指導の実施&gt; 監視指導件数：7,939施設</p> <p>&lt;一斉監視指導の実施&gt; (1)カンピロバクター等食中毒予防対策(7~8月)：71施設 (2)食品、添加物等の夏期一斉監視(7月)：1,037施設 (3)食品、添加物等の年末一斉監視(12月)：1,045施設 (4)食品表示一斉監視(1~2月)：259施設</p> <p>※食の安全・安心シンポジウムは、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえて実施を見合わせた。</p>	生活衛生課

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	令和2年度実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
	食の安全・安心強化対策事業	食の安全・安心事業を強化するため、大型食中毒を想定した模擬訓練、自主衛生管理を促進するためのマニュアル解説書の作成、消費者の意向を反映した買い上げ検査と情報提供の3つの事業を実施する。 ・危機管理対策事業 ・自主衛生管理支援事業 ・特定食品不安解消事業	<HACCPの考え方を取り入れた衛生管理指導> 衛生管理計画作成講習会の開催 対象：延従業員50人未満の飲食店および製造施設の営業者等 回数：33回 <特定食品不安解消事業> 広域流通食品の買い上げ検体：135検体 ※模擬訓練は、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえて実施を見合わせた。	生活衛生課
	食中毒予防対策事業	食中毒予防知識の向上を図るとともに、食中毒発生時の疫学調査を実施し、原因の追及と拡大・再発の防止に努める。 ・食中毒予防のための事業(食中毒注意報の発令、衛生講習会等の実施) ・食中毒発生時の疫学調査	食中毒予防の知識の向上と食中毒発生時の疫学調査を実施し、原因の追及と拡大・再発の防止に努めた。 <食中毒注意報の発令> 食中毒注意報(7月1日～9月30日)：5回 ノロウイルス食中毒注意報(11月1日～3月31日)：6回 <衛生講習会の実施(再掲)> 事業者を対象とした食中毒講習会：37回、904人 <食中毒発生時の疫学調査> 食中毒発生件数：10件(調査、行政処分および再発防止の指導を実施)	生活衛生課
	食品・添加物試験検査事業	食品・添加物等の規格基準等の試験検査を行い、県民に提供される食品の安全確保に努める。 ・食品、添加物等の規格基準検査 ・農畜産物の残留農薬検査 ・アレルギー物質含有食品の検査 ・遺伝子組み換え食品の検査	<規格基準検査> 検査数：545検体(違反数：1件) <残留農薬検査> 検査数：74検体(違反数：0件) <アレルギー含有食品の検査> 検査数：24検体(陽性率：0件) <遺伝子組み換え食品の検査> 検査数：10検体(違反数：0件)	生活衛生課

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	令和2年度実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
	食肉衛生検査事業	と畜場に搬入される獣畜に対して、と畜検査員による検査を行うとともに、関係業者への衛生指導・検査を行い食肉の安全確保を図る。 ・と畜検査および必要な措置 ・枝肉等の細菌汚染調査 ・牛海綿状脳症スクリーニング検査 ・と畜場関係者に対する衛生指導	<と畜検査> と畜場内とさつ頭数 牛:8,737頭(全頭検査) <細菌汚染調査> 検査数:397件 <牛海綿状脳症スクリーニング検査> 検査数:11検体(陽性数:0件) <衛生指導講習会> 講習会実施数:5回	生活衛生課
	食鳥肉衛生対策事業	食鳥処理場の衛生確保および食鳥検査方法の向上に努め、食鳥肉の安全確保を図る。 ・食鳥検査および必要な措置 ・食鳥処理施設の監視指導	<食鳥処理施設立入り等検査> 監視指導件数:41件	生活衛生課
	食品安全監視センター事業	県内の広域流通食品製造施設等に対し、専門的かつ高度な監視指導を行うとともに、製造業者等による、より高度な自主衛生管理を推進する。 ・特定食品製造施設等に対する監視指導 ・滋賀県食品高度衛生管理認証制度(セーフドしが)に基づく認証業務 ・滋賀県HACCP適合証明制度に基づく証明業務	1 特定食品製造施設等に対する監視指導 513件の専門的な監視指導を実施した。 2 滋賀県食品高度衛生管理認証制度(セーフドしが)に基づく認証業務 (1)認証:1回の認証審査委員会を開催し、新たに4件の工程を認証した。 (累計209件認証) (2)外部検証:65件の外部検証(高度な衛生管理の実施状況を確認)を実施した。 3 滋賀県HACCP適合証明制度に基づく証明業務 2件の適合証明書を交付した。	生活衛生課
	国際水準GAP認証取得支援事業	国際水準GAPの認証取得を目指す意欲ある農業者に対し、認証取得の促進と負担感の軽減のため、認証取得に係る初期費用を支援。 国際水準GAPに対応できる指導員の育成を行う。	国際水準GAP認証取得を目指す意欲のある農業教育機関に対し、認証取得の促進と負担軽減のため、認証取得に必要な経費を助成することにより、認証の新規取得および維持・更新につながった。 ・ASIAGAP2経営体(新規取得1団体、維持・更新1団体)、JGAP1経営体(新規取得1団体) ・ASIAGAP基礎差分研修(17名受講)	食のブランド推進課
	農業生産工程管理手法(GAP)普及促進事業	県産農産物の安全性の確保等を目指して、農業生産工程管理(GAP)手法の普及に努め、県産農産物に対する消費者の信頼を高める。 ・普及啓発活動、指導者の育成	生産者および生産組織等に対し、啓発資料の配布や個別指導等を通じて、GAPの意義や内容についての理解を深め、GAPの導入とその高度化を促進できた。 ・JGAP基礎研修(1名受講) ・GAP認証取得を目指す農業者への個別指導(複数回、県内農業者、複数名) ・滋賀県立農業大学校でのGAP研修会(1回、県内農業者・農業高校教員・市町担当者、30名程度)	食のブランド推進課

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	令和2年度実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
	環境こだわり農産物認証制度の運営	<p>農薬、化学肥料の使用量を通常の栽培の5割以下に減らし、かつ、農業濁水の流出防止など琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減らした技術で栽培された農産物を県が「環境こだわり農産物」として認証する制度を運営し、消費者の信頼を高めるとともに流通を促進する。</p> <p>・環境こだわり農産物を対象とした残留農薬検査の実施</p>	<p>認証された環境こだわり農産物について、農産物中の残留農薬の検査を実施するとともに、生産記録が正しく記載されていることを確認した。</p> <p>分析試料：玄米10検体 分析農薬数：25成分 分析結果：食品衛生法の残留基準値を上回る農薬は検出されなかった。</p>	食のブランド推進課
	しがの米麦大豆安全安心確保事業	<p>米・麦・大豆の円滑な流通のためには、消費者や実需者の基本的なニーズである食の安全・安心を確保する必要があり、重金属、残留農薬およびカビ毒であるDONの分析を行う取組みについて支援する。</p> <p>・米・麦・大豆の残留農薬、米麦の重金属、麦のカビ毒の分析を実施</p>	<p>農業団体において、抽出により残留農薬、重金属、麦のカビ毒の分析を実施し、米、麦、大豆の安全性を確認するとともに、実需者等に対して情報提供することにより、本県産農産物の安全性に関する理解を深めた。</p> <p>・分析点数 重金属：280点、残留農薬：272点、カビ毒：26点</p>	農業経営課
	農薬適正使用推進対策	<p>農薬の安全かつ適正な使用を確保し、農薬による危害の防止を図る。</p> <p>・県農作物病害虫雑草防除基準の策定 ・農薬安全使用普及啓発 ・農薬アドバイザー講習会の開催・認定 ・農薬取扱者に対する監督指導</p>	<p>1 県農作物病害虫雑草防除基準の策定 適切かつ安全な防除と危被害防止の指導指針として、農作物病害虫雑草防除基準を策定し、関係団体、流通業者等に対して防除基準に沿った指導、流通の確保について協力を求めた。</p> <p>2 農薬安全使用普及啓発 農業者等に対して、農薬使用時の確認事項や農薬散布後の水管理の徹底等資料を配布し、安全使用を啓発した。</p> <p>3 農薬適正使用アドバイザー講習会の開催 農薬の使用に関して関係法令や農薬の適正使用について講習会を開催し、農業者等の農薬使用者に対して農薬の適正使用の助言を行う農薬アドバイザーを認定した(コロナ禍のため、新規認定者のみ講習会参加方式による認定)。 &lt;新規：講習会参加方式による認定&gt; 令和2年9月7日：61名認定 令和2年11月5日：50名認定 &lt;更新：レポート形式による認定&gt; 令和3年1月22日：80名認定 合計191名認定</p> <p>4 農薬取扱業者に対する監督指導 農薬販売者への巡回点検を実施し、届出や帳簿に関する違反がないか点検指導を行った。 農薬販売者点検数：94件</p>	農業経営課
	動物医薬品の適正使用対策	<p>動物医薬品の取扱いおよび品質の適正化を図るとともに、畜産農家に対する適正使用の指導を行い、安全な畜産物の供給を図る。</p> <p>・薬事監視の強化、立入検査の実施 ・動物用医薬品の品質検査の実施 ・定期的な農家指導の実施</p>	<p>・薬事監視の強化、動物用医薬品販売業者等への立入検査の実施：14件 ・動物用医薬品の品質検査の実施：0件 ・定期的な農家指導の実施：194件</p>	畜産課

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	令和2年度実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
	飼料の安全使用対策	飼料の安全使用および品質の適正化を図るため、畜産農家に対する適正使用の指導等を行う。 ・飼料の適正使用の指導	・飼料の適正使用の指導(製造・販売業者:7件、畜産農家:37件 計:44件)	畜産課
	養殖衛生管理体制整備事業	養殖水産物の安全確保と魚病のまん延防止 ・医薬品の適正使用の指導 ・生産記録の作成・保存の指導や自主的な生産工程管理の普及 ・魚病のまん延防止や防疫に関する指導	・養殖衛生管理指導を実施した養殖経営体の割合100%(令和2年度実績) 経営体数:延べ502件(50経営体)	水産課
	食の安全・安心推進事業	昨今、輸入水産物等における使用禁止薬剤の検出等により、食の安全性確保への十分な対応が求められている状況の中、養殖業者の食の安全・安心に対する自主的な取り組みを推進する。 ・安全で、安心な養殖魚を供給し、水産業の振興を図る目的で水産業協同組合が自主的に実施する水産用医薬品の残留検査に対し補助する。	・養殖生産魚の残留検査件数(6業者34検体) ※すべて検体はアユ	水産課
<b>(3) 消費者事故情報等の収集・提供</b>				
	リコール情報・重大事故情報等の収集・提供	PIO-NET等からの情報を通じて、リコール情報、注意喚起情報および重大事故情報等を広く収集し、県民への周知を図る。	消費者からの相談を受け、消費者安全法に基づき、消費者庁へ重大事故情報として通知を行った。 重大事故通知件数:2件	県民活動生活課 消費生活センター
	消費生活用製品の安全の確保 <再掲>	特定製品や特定保守製品の販売事業者に対して立入検査を行うなど、消費生活用製品の安全を確保する。	法に基づく立入検査は、市の区域内にある店舗については法に基づき市が行い、町の区域内にある店舗については県が町に権限を委譲している。 消費生活用製品安全法に基づく立入検査 <特定製品(乳児用ベッド、圧力なべ等)> 立入販売事業者数:24事業者(うち違反事業者数:0件) <特定保守製品(ガス瞬間湯沸器、石油給湯器等)> 立入販売事業者数:3事業者(うち違反事業者数:0件)	県民活動生活課

消費者施策の展開(基本方針)	施策(事業)の概要	令和2年度実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名			
<b>重点施策3 生活関連物資およびサービスの安定供給</b>			
物価情報に関する統計情報の提供	定期的に消費者物価指数および企業物価指数を掲載することにより、物価の動向を周知する。	<p>消費者物価指数等物価に関する統計情報を提供し、物価動向の周知を図った。</p> <p>(1)「統計だより」への掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎月発行する「統計だより」に、消費者物価指数(大津市)および企業物価指数(国内)を掲載</li> </ul> <p>(2)ホームページや刊行物での情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページの「滋賀の統計情報」のサイトに「家計・物価」の章を設け消費者物価指数等物価に関する統計情報を掲載</li> <li>「しが統計ハンドブック」(電子版)「統計でわかる滋賀」「滋賀県統計書」に消費者物価指数等物価に関する統計情報を掲載</li> </ul>	統計課
<b>基本方針Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援</b>			
<b>重点施策4 消費生活情報の発信・啓発</b>			
対象ごとの消費者啓発事業	対象とする年齢層や特性に応じた啓発物品等の作成	<p>&lt;若者&gt;反射リストバンド(5,000個)、ボールペン(3,500個)</p> <p>&lt;高齢者&gt;啓発カレンダー(11,500部、啓発協定対象者・市町・警察・宅配事業者(コープしが生活協同組合、しが健康医療生活協同組合、ワタミ)へ配布)</p>	県民活動生活課
消費生活フェスタの開催	消費生活問題に関する催しを市町と共同で開催し、消費者問題全般への意識向上および消費者被害の未然防止を図る。	<p>消費生活フェスタの開催により、消費者トラブルをはじめとする消費者問題への関心を高めることができた。(9~11月)</p> <p>消費生活川柳の募集 応募作品数471作品</p> <p>バーチャルスタンプラリー 参加者410名</p> <p>消費生活パネルキャラバン 13市町14箇所</p> <p>特設会場(ビバシティ彦根)での啓発(10/4) 来場者 400名</p>	消費生活センター
消費生活情報の提供	ビデオ、DVD、啓発リーフレット等の啓発資材を整備するとともに、「くらしのかわら版」の発行やしらがメールの発信により、最新の消費生活情報の提供を行う。	<p>消費生活に関する最新の情報を盛り込んだ消費生活センター広報紙「くらしのかわら版」を年3回発行し、各市町消費生活相談窓口・社会福祉協議会・警察署等に配布した。</p> <p>消費者被害防止のため、しらがメール・LINEやTwitterでタイムリーな情報提供を行うとともに、DVDの貸出しや啓発リーフレット等の配布を行った。</p>	消費生活センター
物価情報に関する統計情報の提供<再掲>	定期的に消費者物価指数および企業物価指数を掲載することにより、物価の動向を周知する。	<p>消費者物価指数等物価に関する統計情報を提供し、物価動向の周知を図った。</p> <p>(1)「統計だより」への掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎月発行する「統計だより」に、消費者物価指数(大津市)および企業物価指数(国内)を掲載</li> </ul> <p>(2)ホームページや刊行物での情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページの「滋賀の統計情報」のサイトに「家計・物価」の章を設け消費者物価指数等物価に関する統計情報を掲載</li> <li>「しが統計ハンドブック」(電子版)「統計でわかる滋賀」「滋賀県統計書」に消費者物価指数等物価に関する統計情報を掲載</li> </ul>	統計課

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	令和2年度実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
	林産物生産流通振興対策	素材・製材品等の市況および流通の動向を把握する。 ・木材市況および流通調査	・木材市況および流通調査 : 調査回数4回	森林政策課
	医薬分業対策	医療の質的向上および医薬品の適正使用を図るため、地域における医薬分業体制の確立を図る。	現在の薬局を患者本位のかかりつけ薬局に再編するために策定された「患者のための薬局ビジョン」により、患者本位の医薬分業の実現に向けて、服薬情報の一元的・継続的把握とそれに基づく薬学的管理・指導、24時間対応・在宅対応、医療機関等との連携など、かかりつけ薬剤師・薬局として在宅医療へかかわる事業の推進に努めた。医薬分業率は、令和元年度調剤分で75.2%(全国25位)となった。	薬務課
	薬事衛生知識の普及・啓発	医薬品の正しい使い方等の啓発活動の実施や医療機関、薬局への医薬品情報の提供等への支援を行い、医薬品の適正使用を推進する。 ・医薬品適正使用推進事業に対する補助	県民に適切な医療、医薬品等の情報を提供するために、(一社)滋賀県薬剤師会を通じて、医薬品の安全性情報や最新の情報を収集し、医師・薬剤師等の医療関係者に情報提供を行った。また、薬と健康の週間では、関係団体などと協働し、薬の正しい使い方など広く薬事衛生の普及啓発活動を行った。 (1)(一社)滋賀県薬剤師会に医薬品適正使用推進事業に対し補助した。 (2)薬と健康の週間(10/17~10/23) 滋賀のくすりと健康フェア2020(10/18) 展示コーナーなどの設置	薬務課
	卸売市場活性化対策	県内卸売市場等が連携して取り組む、経営戦略の策定、卸売市場間の連携、産地と実需者等を結ぶ活動など、卸売市場に対する社会的要請への対応により必要な活動を支援することで、力強い卸売市場づくりへの誘導を図る。	卸売市場の体質強化・連携強化の検討、実需者のニーズと生産をつなぐ取組、卸売市場に対する県民の理解をつかめる活動に対して支援を行った。 ・経営戦略策定状況：1市場	食のブランド推進課
	地域食品振興対策	地域の農水産業と食品産業の連携を図り、県産農畜水産物の活用と県内食品産業の活性化を促進する。 ・地域食品産業高度化等推進事業 ・地域食品産業活性化対策事業(県産農産物活用支援、食の安全・環境問題対策推進)	・一般財団法人食品産業センター主催の「優良ふるさと食品中央コンクール」に出品する食品を選定し、滋賀県から下記食品を推薦したところ、農林水産省食料産業局長賞を受賞。 推薦食品：農業組合法人 甲津原営農組合 漬物加工部 「奥伊吹 甲津原育ち」そばプリン  ・滋賀県食品産業協議会への職員の配置や事業実施に対する補助を実施し、県産農産物の活用等を推進した。	食のブランド推進課



消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	令和2年度実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
	しがの地産地消・食育推進事業	滋賀県環境こだわり農業推進条例や滋賀県食の安全・安心推進条例に基づき、消費者に軸足を置いた農産物の生産・流通対策により、地産地消の推進を図り、県民が求める安全・安心で信頼される県内農産物の提供に努める。 ・地産地消推進会議の開催 ・しがの魅力再発見・地産地消・食育推進事業	各地域において地産地消を進めるため地産地消会議を5地域で開催し、関係機関等の連携を図るとともに、食育講演会等の実施により広く地産地消への理解促進を図った。	食のブランド推進課
	住情報の提供	個性化・多様化・高度化する住宅ニーズに対して、適切な諸情報を提供することにより、県民の住情報取得の機会拡大を図り、住意識の高揚を図る。 ・湖国すまい・まちづくり推進協議会活動支援事業活動費補助金	消費者に対する住情報提供事業 すまいづくりイベント、講習会(消費者向けのもの) ・消費者向け住宅リフォームセミナー 参加者7名、令和3年2月15日ウイングプラザ栗東 (協議会ホームページによる情報発信;すまいづくりやまちづくりに関するニュースやイベント情報)	住宅課
<b>重点施策5 消費者教育・学習の推進</b>				
<b>(1) 消費者教育・学習の機会拡大と体系的な消費者教育の推進</b>				
	消費者教育コーディネーターの設置	学校・地域・職場等における消費者教育を推進するため、講師の派遣や仲介、情報提供を行う。	学校、地域、団体等からの依頼により、消費生活相談員を派遣し、出前講座を実施した。 消費者教育の担い手である教員を支援するため、市教育委員会主催の教員向け研修の講師や家庭科部会でのアドバイザーを派遣した。	消費生活センター
	消費者教育支援事業	県教育委員会と連携し、小学5年生～中学3年生の授業で活用する消費者教育補助教材の作成および配付。教員の消費者教育に関する研修への参加を支援。	・県教育委員会・小学校家庭科部会・中学校技術家庭科部会と連携して、小学5年生～中学3年生で使用できるように教材を作成し、県内全ての小学校に配布した(16,000部) ・小学校高学年以上の学校の授業や家庭学習での活用を想定したネットリテラシー教育のための教材を作成し、HPに掲載した。 中学校家庭科の授業での活用を想定した消費者教育の補助教材(解説付きスライド)を作成し、HPに掲載した。	県民活動生活課 消費生活センター
	若年者への消費者教育推進事業	成年年齢の18歳引き下げを見据え、若年層における消費者被害の未然防止を図るため、消費者教育や消費者問題に携わる関係者による若年層への消費者教育の検討会を実施する。	・令和4年4月に成年年齢が18歳に引き下げられることに伴い、県教育委員会・県立高等学校・弁護士および金融広報アドバイザーと検討会を開催した。(1回) ・検討会を経て、保護者向けに啓発チラシを作成し、県内すべての高等学校等に配布した。(20,000部) ・近畿府県共同で啓発資料を作成し、市町を通じて新成人に配付したり、高校を通じて県下の全高校3年生に配付した。	県民活動生活課 消費生活センター
	事業者に向けた消費者教育推進事業<再掲>	事業者には消費者関連法の知識を深めていただくとともに、事業者における消費者教育の取組を促すために、法の適正執行に関する学習会や、消費者教育の必要性、取組事例等を知ってもらう機会を設ける。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、講座は未開催。(実績なし)	県民活動生活課 消費生活センター



消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	令和2年度実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
	高校生消費生活講演会	滋賀弁護士会との共催により、弁護士や消費生活相談員を高校・特別支援学校に派遣。消費者トラブル被害に遭わない様、トラブル事例や対処法について情報提供を行う。	悪質商法による若者の消費者被害を未然に防止するため、弁護士・消費生活相談員が学校に出向き、主に高校3年生の生徒を対象に講演会を開催した。 ＜開催実績＞高校・特別支援学校：9校、14回 941人	消費生活センター
	くらしの情報セミナー	消費生活相談窓口に寄せられるトラブル等、くらしに関するタイムリーなテーマによるセミナーを開催し、適切な判断・行動・自己責任が果たせる「自立した消費者」を育成する。	実施なし	消費生活センター
	くらしの一日講座(出前講座)	地域や団体等の研修会に消費生活相談員を派遣し、くらしに身近な問題に関する学習機会を提供する。	各種団体の要請に応じて、消費生活センターまたは要請元の会場で、くらしに身近な問題について学習する機会を提供した。 ＜開催実績＞ 計14回開催、参加者：計376人 申込み団体：老人会、自治会、放課後児童クラブ、障害者施設等	消費生活センター
	親子くらしの情報セミナー	親子で観察や簡単な実験実習を行い、子どもたちの消費生活に関する関心を高め、正しい知識を養う。	実施なし	消費生活センター
<b>(2) 消費者教育の担い手(人材)の育成と支援</b>				
	消費者教育コーディネーターの設置<再掲>	学校・地域・職場等における消費者教育を推進するため、講師の派遣や仲介、情報提供を行う。	学校、地域、団体等からの依頼により、消費生活相談員を派遣し、出前講座を実施した。消費者教育の担い手である教員を支援するため、市教育委員会主催の教員向け研修の講師や家庭科部会でのアドバイザーを派遣した。	消費生活センター
	消費者教育支援事業<再掲>	県教育委員会と連携し、小学5年生～中学3年生の授業で活用する消費者教育補助教材の作成および配付。教員の消費者教育に関する研修への参加を支援。	・県教育委員会・小学校家庭科部会・中学校技術家庭科部会と連携して、小学5年生～中学3年生で使用できるように教材を作成し、県内全ての小学校に配布した(16,000部) ・小学校高学年以上の学校の授業や家庭学習での活用を想定したネットリテラシー教育のための教材を作成し、HPに掲載した。 中学校家庭科の授業での活用を想定した消費者教育の補助教材(解説付きスライド)を作成し、HPに掲載した。	県民活動生活課 消費生活センター

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	令和2年度実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
	若年者への消費者教育推進事業<再掲>	成年年齢の18歳引き下げを見据え、若年層における消費者被害の未然防止を図るため、消費者教育や消費者問題に携わる関係者による若年層への消費者教育の検討会を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年4月に成年年齢が18歳に引き下げられることに伴い、県教育委員会・県立高等学校・弁護士および金融広報アドバイザーと検討会を開催した。(1回)</li> <li>検討会を経て、保護者向けに啓発チラシを作成し、県内すべての高等学校等に配布した。(20,000部)</li> <li>近畿府県共同で啓発資料を作成し、市町を通じて新成人に配付したり、高校を通じて県下の全高校3年生に配付した。</li> </ul>	県民活動生活課 消費生活センター
	事業者に向けた消費者教育推進事業<再掲>	事業者に消費者関連法の知識を深めていただくとともに、事業者における消費者教育の取組を促すために、法の適正執行に関する学習会や、消費者教育の必要性、取組事例等を知ってもらう機会を設ける。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、講座は未開催。(実績なし)	県民活動生活課 消費生活センター
	くらしの情報セミナー<再掲>	消費生活相談窓口に寄せられるトラブル等、くらしに関するタイムリーなテーマによるセミナーを開催し、適切な判断・行動・自己責任が果たせる「自立した消費者」を育成する。	実施なし	消費生活センター
<b>(3) 消費者市民社会の構築に向けた気運づくり</b>				
	消費者月間講演会の開催	5月の消費者月間にあわせ、消費者問題をテーマとした講演会等を県内の消費者団体と共催で実施する。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止。(実績なし)	県民活動生活課

消費者施策の展開(基本方針)	施策(事業)の概要	令和2年度実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名			
<p>エシカル消費推進事業</p>	<p>エシカル消費を含めた持続可能な滋賀県発の新しい消費行動を、県民一人ひとりが自分ごととして捉え、日々の生活に定着させることを目的として、滋賀グリーン購入ネットワーク、滋賀県生活協同組合連合会と協働し事業を実施する。</p>	<p>○消費者リーダー育成講座の開催 開催回数：7回(令和2年7月～10月) 参加者総数(各講座参加者総計)：162名</p> <p>○普及啓発キャンペーンの実施、啓発イベントおよびテレビ番組出演による啓発</p> <p>【普及啓発キャンペーン】 「宣言書」兼PRチラシを作成し、県民や滋賀県生活協同組合連合会の組合員等に配布した。 (参加宣言者数：15,322人)</p> <p>【啓発イベント】</p> <p>①「滋賀県消費生活フェスタ」出展 日時：令和2年10月4日(日)ピバシティ彦根 参加者数：約140人</p> <p>②「グリーン購入+エシカルキャンペーン」イベント 日時：令和2年11月14日(土)フォレオ大津一里山 参加者数：約180人</p> <p>③「草津市地球冷やしたい推進フェア」出展 日時：令和2年12月5日(土)イオンモール草津 参加者数：約150人</p> <p>①～③内容：グリーン購入、エシカル消費、SDGsに関する啓発</p> <p>【テレビ番組出演】 日時等：令和3年3月19日(金) 19:00～20:00 金曜オモロしが(びわ湖放送) 消費者リーダー育成講座受講生：3名出演</p> <p>内容：・「未来をつくる消費者講座」について概要説明 ・「グリーン購入」、「エシカル消費」とは ・キャンペーンソングと動画の照会 ・講座受講の感想 ・修了生企画「もったいないフェス2021」について</p>	<p>県民活動生活課</p>
<p>消費生活フェスタの開催 &lt;再掲&gt;</p>	<p>消費生活問題に関する催しを市町と共同で開催し、消費者問題全般への意識向上および消費者被害の未然防止を図る。</p>	<p>消費生活フェスタの開催により、消費者トラブルをはじめとする消費者問題への関心を高めることができた。(9～11月)</p> <p>消費生活川柳の募集 応募作品数471作品 バーチャルスタンプラリー 参加者410名 消費生活パネルキャラバン 13市町14箇所 特設会場(ピバシティ彦根)での啓発(10/4) 来場者 400名</p>	<p>消費生活センター</p>

消費者施策の展開(基本方針)	施策(事業)の概要	令和2年度実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名			
<b>重点施策6 環境に配慮した消費者行動の推進</b>			
<b>(1) 環境に配慮した消費者行動の推進</b>			
地球温暖化対策推進事業	家庭における省エネ・節電行動の促進によるCO <sub>2</sub> 排出量の削減を目的に、さまざまな啓発を行う「省エネ・節電提案会」と各家庭に応じた省エネ・節電対策を提案する「うちエコ診断」を実施する。	家庭における省エネ・節電行動の定着を図るため、市町等と連携し、環境イベント、公民館、事業所や自治会等でエコ診断等を開催した。 <開催回数> 省エネ・節電提案会 20回 うちエコ診断 104名	CO <sub>2</sub> ネットゼロ推進課
スマート・エコハウス普及促進事業	個人用既築住宅に太陽光発電システム等のスマート・エコ製品を導入する個人に対して補助することにより、家庭における地球温暖化対策および再生可能エネルギーの普及促進を図る。	合計856件の家庭に計1,663,366kWの太陽光発電設備や蓄電池、高効率給湯器等のスマート・エコ製品が導入された。  ○設備別の補助件数 (延べ1,124件、正味856件) ・太陽光発電 264件 ・太陽熱利用 1件 ・エネファーム 168件 ・高効率給湯器(エコキュート等) 252件 ・蓄電池 429件 ・V2H 4件 ・窓断熱設備 6件	CO <sub>2</sub> ネットゼロ推進課
買い物ごみ・食品ロス削減推進事業	事業者、県民団体、行政で構成する「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」において、連携した取組の検討や情報交換を行うほか、買い物ごみ削減、食品ロス削減に係る県民や事業者の取組促進に向けた啓発等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滋賀県におけるレジ袋削減の取組に関する協定 協定参加者(R3年3月末) 無料配布中止実施事業者:37者 削減取組実施事業者:5者 県民団体:11者 行政:19者</li> <li>・環境にやさしい買い物キャンペーン 県内のスーパーマーケットなど、320店舗において、買い物ごみ削減に関する普及啓発を実施。</li> <li>・プラスチックごみ削減シンポジウムの開催(10月10日)参加者:88名</li> <li>・食品ロス削減シンポジウムの開催(11月3日)参加者:145名</li> <li>・県職員を対象としたフードドライブの実施(9月1日、9月9日、12月16日~12月22日、2月2日)寄付:2,887点</li> <li>・プラスチックごみ食品ロス削減啓発イベントの実施(9月19日長浜市、9月26日東近江市)</li> <li>・「三方よしフードエコ推奨店」制度の周知・登録店舗の拡大 登録店舗数(R3年3月末) 飲食店・宿泊施設77店舗 食料品小売店 134店舗</li> <li>・食品ロス削減に関する優良取組表彰の実施(11月3日)知事表彰者:2者</li> </ul>	循環社会推進課

消費者施策の展開(基本方針)	施策(事業)の概要	令和2年度実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名			
滋賀グリーン活動ネットワークの支援	グリーン購入を推進するため、啓発活動を実施するとともに、滋賀グリーン活動ネットワークを支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滋賀グリーン活動ネットワーク各種事業への参加・支援</li> <li>「びわ湖一周買うならエコ!リレー」(パネル展示)</li> <li>・滋賀グリーン購入ネットワーク補助金</li> <li>県内のグリーン購入の取組拡大に向け、滋賀グリーン購入ネットワークに対し補助金を交付</li> </ul>	循環社会推進課
<b>(2) 環境学習・環境保全活動の支援</b>			
体系的な環境学習推進支援事業	<p>幼児の自然体験型環境学習や小・中・高等学校におけるエコ・スクールの実践の支援、環境学習に係る教材作成等を行い、「第三次滋賀県環境学習推進計画」の体系的・総合的推進を図る。</p>	<p>以下の事業を行うことにより、環境学習の推進を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○幼児の自然体験型環境学習指導者実践会 幼稚園・保育所の指導者を対象に実践学習会を開催 4会場 参加：24園 計39名</li> <li>○エコ・スクールの推進 ・小学校・中学校・高等学校の児童生徒が、地域の方の協力を得て環境活動を実施する エコ・スクール活動認定 活動認定校：18校</li> <li>○第三次滋賀県環境学習推進計画の推進 滋賀県環境学習等推進協議会開催し、計画の進捗状況の確認および改定を実施した。 開催回数：3回</li> <li>○市町環境学習担当者会議を開催し、環境学習に係る情報共有を図った。 開催回数：1回</li> </ul>	環境政策課
「びわ湖の日」活動推進事業	<p>多くの人に琵琶湖の価値を認識してもらうことを目指して、「びわ湖の日」を起点とした一定の期間を設定し、多様な主体と連携して琵琶湖に関わる活動等にいざなうための一体的かつ効果的な情報発信等を行う。</p>	<p>「琵琶湖をきれいにする」「豊かな琵琶湖を取り戻す」「琵琶湖にもっと関わる」の3つの視点から事業を推進した。特に「びわ湖の日」から「山の日」までを琵琶湖に関わる重点期間とし、包括連携締結企業や大学等と連携し、様々な事業展開を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学との連携：啓発ポスター作成、連続講座の開催(立命館大学、龍谷大学、東山中学校(京都市))等</li> <li>・企業との連携：コンビニや大型商業施設での県産食材を使用した関連商品の販売、啓発パネル展示</li> <li>・公共施設との連携：京都市立琵琶湖疏水記念館でのパネル展示</li> <li>・びわ活ガイドブック(電子書籍)の作成と発行(6月末)</li> </ul>	環境政策課
環境学習センター事業	<p>県民、NPO、事業者等が取り組む環境学習が効果的に実施されるよう、サポート等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境学習に関する情報や交流機会の提供</li> <li>・環境学習関連施設間の連携</li> <li>・ポータルサイト「エコロジーが」登録者のネットワークの強化を図る。</li> <li>・環境学習情報の県外発信の拡充を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境学習に関する相談対応・企画サポート等285件の対応を行った。</li> <li>・環境関連イベント・講座・セミナー、助成金情報等を掲載したメールマガジンを22回発行し、登録者1072人に配信した。</li> <li>・びわ博学生ミーティング、環境学習活動者交流会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止とした。</li> <li>・環境ほっとカフェは、指導者のスキルアップを目的に、コロナ禍での環境学習手法としてリモートワーク授業の実施方法に関する講座を実施した。また、県内市町の環境学習担当者に対して、環境学習センターの活用に関する講話を実施した。</li> </ul>	琵琶湖博物館 (環境学習センター)

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	令和2年度実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
	低炭素社会づくり学習支援事業	地球温暖化問題に対する正しい知識の習得および省エネ行動の促進 ・学校や地域における低炭素社会づくり授業 ・講座の開催	地球温暖化問題に対する正しい知識の習得および省エネの実践行動など、低炭素社会づくりに向けた個々の取り組みへの展開を推進。 学校地域における低炭素社会づくり授業、講座の開催62回(1,567名)	CO2ネットゼロ推進課
	環境保全県民活動支援事業	琵琶湖をはじめとする湖国のすぐれた自然環境を保全し、かつ積極的に環境美化を図ることを目的として、県民、事業者等が一体となった環境美化運動を推進する。	多くの県民、事業者および各種団体に環境美化活動に参加いただき、環境保全に関する県民意識の高揚を図ることができた。 ・ごみゼロ大作戦(5月30日基準日) 参加延人数:10,917人 ゴミ回収量:27トン ・びわ湖を美しくする運動(7月1日基準日) 参加延人数:41,987人 ゴミ回収量:109トン ・県下一斉清掃運動(12月1日基準日) 参加延人数:80,908人 ゴミ回収量:428トン	循環社会推進課
	全国に向けた環境こだわり農業の発信によるブランド力向上・消費拡大	環境こだわり農業の理念や取組について全国に向け発信し、理解促進・消費拡大を図る。 ・環境こだわり農業の理解促進 ・委託事業による啓発活動 ・こだわり滋養ネットワークとの協働	・農と食について生産者と消費者のきずなを深める活動や環境こだわり農業のPR活動を行う「こだわり滋養ネットワーク」の活動を支援した。 取組内容:地域ごとの活動の実施、広報誌の発行(年2回、各18,000部)  ・環境こだわり米こしひかりの精米袋を増刷するとともに、店頭販促物を設置した。 取組内容:精米袋、販促物(デジタルサイネージ)	食のブランド推進課

消費者施策の展開(基本方針)	施策(事業)の概要	令和2年度実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名			
<b>基本的方向Ⅲ 消費者被害の防止と救済</b>			
<b>■重点施策7 消費生活相談体制の充実強化</b>			
<b>(1) 県の消費生活相談体制の充実強化</b>			
消費生活相談員の設置	消費生活に関する相談や苦情を受け付け、助言、あっせんを行うなど、県民の安心・安全な消費生活の確保と消費者被害の救済に努める。	消費者トラブルに対し、専門的な立場から助言やあっせんを行うことにより、消費者被害の防止と救済を図るため、消費生活相談員を設置。 <県における消費生活相談受付体制> 消費生活センター 消費生活相談員10名(日曜・祝日・年末年始を除く 9:15~16:00) ※R2.7.1~日曜閉所 <県における相談受付状況>(令和2年度) 3,928件	消費生活センター
県域での消費者被害防止・消費者教育ワーキングチーム	県・市町の消費者教育・啓発担当でワーキングチームを結成し、消費者教育に関する資料や教材・優良事例等の収集を行うとともに、講演会の開催等により消費者教育・啓発従事者に知識・情報の提供を行う。	県および市町の消費生活相談員および窓口担当職員が、消費者被害防止のための知識・情報を習得し、効果的な消費者への啓発について検討した。 ・消費生活相談員および職員対象研修会 開催回数 3回 延参加者数 105名	消費生活センター
弁護士会等の専門機関等との連携	複雑化する相談に対応するため、弁護士等専門家からの適切な助言・指導を得る。	特に法律解釈を必要とする相談事案について、専門的な意見、助言を得るため弁護士に指導を受けた。 依頼回数 12回 49事案	消費生活センター
権利擁護センターの運営	財産・身上監護などに関する権利行使が困難な知的障害者、精神障害者等の権利擁護に関する相談対応から問題解決までの支援を行う機関として県社会福祉協議会に設置する権利擁護センターの運営に対して助成する。 ・相談事業 ・権利擁護サービス事業 ・地域福祉権利擁護事業実施市町社協に対する支援 ・研修・調査研究事業	1 権利擁護相談業務(R3.3末日現在) (1)一般相談 114件 (2)専門相談(法律) 0件 2 生活支援事業 (1)地域福祉権利擁護事業実施市町社協への指導、援助、補助の実施 利用契約数 1,504件(全19市町社協が実施)(令和3年3月末現在) (2)担当者会議の開催 地域福祉権利擁護事業担当者会議 1回 3 研修事業 (1)地域福祉権利擁護事業の新任職員・生活支援員研修 開催2回、参加者 49名 4 権利擁護委員会の開催 (1)圏域成年後見サポート・権利擁護センターへの協力 5回	健康福祉政策課
滋賀県運営適正化委員会の運営	福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)の適正な運営の確保とともに、福祉サービスに関する苦情のうち、利用者と事業者間で解決困難な事例の解決や人権侵害に関わる案件の通報などの役割を担う機関として県社会福祉協議会に設置する滋賀県運営適正化委員会の運営に対して助成する。 ・苦情解決合議体の運営 ・運営監視合議体の運営 ・研修・調査研究事業	1 苦情問い合わせ等 192件(R3.3末日現在) 2 選考委員会 開催1回 3 全体委員会 開催1回 4 運営監視合議体 開催5回、現地調査 8団体 5 苦情解決合議体 開催5回、あっせん 1回 6 広報・啓発活動 福祉サービスに関する相談窓口・苦情相談窓口のご案内(県社協ホームページでの広報、啓発資材(ポケットティッシュ)の配布)	健康福祉政策課



消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	令和2年度実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名				
	貸金業者に係る相談窓口の設置	貸金業者の業務の適正な運営の確保と資金需要者等の利益の保護を図る。	貸金業者に係る相談窓口として、課内に常設している「しが金融ホットライン」を通じて、資金需要者等の抱える問題の解消に努めた。 資金需要者等からの様々な相談等に対し、親切かつ親身に対応するよう努めており、問題の解消に向けた支援ができています。	中小企業支援課
	不動産無料相談所の運営指導	宅地建物取引に関する苦情相談および宅地建物にかかる相談業務を行い、適正な取引の確保および消費者の保護を図る。	宅地建物取引に関する苦情相談とトラブルの未然防止を図るため、関係団体とともに滋賀県不動産取引業協議会を組織し、不動産無料相談所を開設した。 ・令和2年度相談件数 879件 ・消費者保護の観点から、消費生活センター等と連携し、情報交換、人権啓発活動を実施	住宅課
	住宅相談の実施	個性化・多様化する住まいに対する県民のニーズに合った助言・指導を行う。 ・住宅相談業務の委託	◇住宅相談の実施 令和2年度実績：電話相談 64件 面談相談 3件 現地相談 1件 合計 68件	住宅課



消費者施策の展開(基本方針)	施策(事業)の概要	令和2年度実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名			
<b>(2) 市町の消費生活相談体制の充実強化支援</b>			
市町の相談体制の充実強化への支援	消費生活相談の複雑化・広域化に対応するため、市町との連携強化を一層図る。 市町消費者行政の体制整備と施策の充実を促進する。 ・市町への交付金 ・市町担当職員研修等の開催 ・消費生活センター・ヘルプデスクの運営 ・消費生活相談困難案件の共同処理 ・市町相談担当者への巡回訪問支援	相談窓口担当者への支援として、情報交換会の開催、消費生活相談員未配置の町窓口や配置人数の少ない市窓口では対応困難な相談案件について、要請に応じて消費生活センターが共同処理などの支援を行った。また、巡回訪問事業として3市6町を訪問し「身近な相談窓口」の充実を図った。 ・相談窓口担当者情報交換会 開催回数 2回 延参加者 45名 ・ヘルプデスクの運営 19件 ・消費生活相談困難案件の共同処理 5件 ・市町相談担当者への巡回訪問支援 2市5町 延8回	消費生活センター
高齢者権利擁護支援センターの運営	成年後見制度をはじめ高齢者虐待全般について、市町行政等の保健福祉関係者への専門的・技術的助言および人材育成等の支援を行うため、高齢者権利擁護支援センターを指定し、運営する。 ・成年後見制度、高齢者虐待の専門的・技術的助言 ・高齢者虐待問題研修会等の実施(市町・地域包括支援センター職員向け)	(1) 高齢者虐待・成年後見相談事業 ・相談件数 18件 (2) 高齢者虐待・成年後見啓発事業 ・高齢者虐待防止セミナー 1回 参加者:10名・動画配信視聴回数:374回 (3) 人材育成事業 ・高齢者虐待問題研修会 1回 参加者:21名	医療福祉推進課
<b>重点施策8 高齢者等への支援</b>			
<b>(1) 高齢者等への的確な情報提供</b>			
高齢者宅訪問啓発事業	交通安全協会女性団体連合会等と連携し、安全協会呼びかけの各戸訪問時等に啓発を行い、被害防止の啓発(声掛けや啓発物品の配布)に努めるとともに、被害者の掘り起こしを行う。	交通安全協会女性団体連合会と連携することにより、高齢者宅を個別訪問し、啓発資料の配付とともに、直接注意を呼びかけるというきめ細やかな啓発活動を実施することができ、高齢者に消費者問題への意識を高めてもらうことができた。 実施期間 : 7月~12月 対象世帯数 : 4,500世帯	消費生活センター
高齢者消費者被害防止パネル展示	県内各地で、主に高齢者向けの消費生活啓発パネル展示を行う。	<消費生活フェスタ> ビバシティ彦根: 9月28日~10月4日 消費生活パネルキャラバン(13市町): 9月30日~11月25日 <その他> 彦根市役所: 4月1日~2月19日	消費生活センター

消費者施策の展開(基本方針)	施策(事業)の概要	令和2年度実績・成果	課名
重点施策/施策(事業)名			
<b>(2) 高齢者等の見守り体制の充実強化</b>			
高齢者に向けた消費生活情報啓発協定事業	平成28年度に2団体(コープしが、しが健康医療生協)と高齢者の消費者被害防止を目的とした啓発協定を締結。引き続き協定に基づき、団体と連携した啓発事業に取り組む。	各団体の会員等(対象:約7,000世帯)に配布するための啓発カレンダーを作成した。消費者被害防止のため、本啓発協定以外の宅配事業者とも連携を図り、消費者トラブルに係る啓発チラシを作成し、配布した。(対象総世帯数:約19,200世帯)	県民活動生活課
もうけ話・副業トラブル110番の開設	もうけ話や副業に関する消費生活相談が増加している状況から、相談の掘り起こしを行うことにより消費者の被害回復を図るとともに、消費者への注意喚起に努める。	コロナ禍で増加した副業トラブルの被害救済および注意喚起を図るため、「もうけ話・副業トラブル110番」を開設した。 期間:12月1日(火)~12月15日(火) 受付件数:9件	消費生活センター
<b>■重点施策9 法令違反事業者等への指導強化</b>			
特定商取引法に関する事業者指導の強化	法に違反している事業者がないか調査し消費者から聴取を行った。広域案件については、他機関と合同で調査を行った。 ・違反行為のあった業者に対する文書指導:1件		県民活動生活課 消費生活センター
消費者被害に関する情報提供体制の構築	警察と連携し、特殊詐欺や不法サイトに関する情報を県警へ提供した。		県民活動生活課 消費生活センター